

茨城県土砂災害警戒情報発表基準の見直しについて

土砂災害警戒情報については、平成19年6月より茨城県と水戸地方気象台の共同発表による運用を開始してまいりました。

この度、過去の降雨と災害の関連性を精査し、より地域特性を考慮できるように、土砂災害警戒情報の発表基準を見直しました。

1 基準見直し内容

- ① 見逃しが発生しない範囲でCL(土砂災害発表基準線)を見直した結果、県北ブロックを沿岸部と内陸部に分割しました。また、神栖市の一部については、見直し後のCLを0.1としました。(CLの数値が低いほど、同じ降雨でも土砂災害警戒情報が発表されにくいことを表します。)

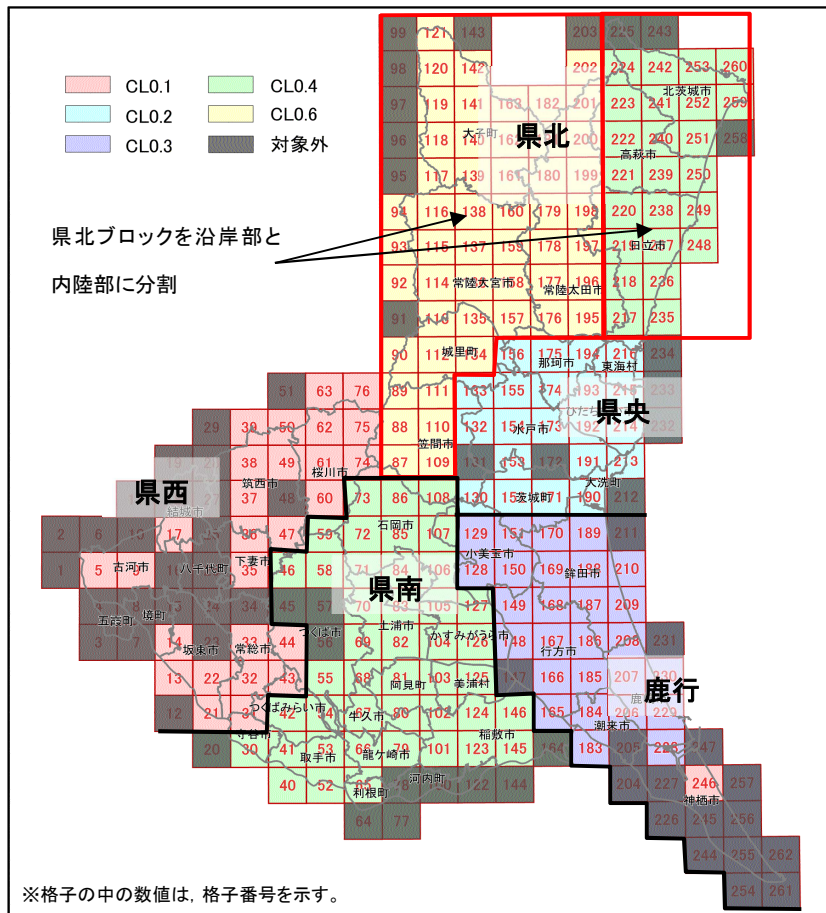


図 2.1.1 見直し CL

- ② 土砂災害危険箇所が存在しないメッシュを危険度判定の対象外としました。
また、八千代町・五霞町・境町・河内町については、土砂災害危険箇所が存在しないことから、土砂災害警戒情報を発表しないこととしました。

- ③ 見逃しが発生しない範囲で5kmメッシュ格子毎にCLにおける土壌雨量指数の下限値を引き上げました。

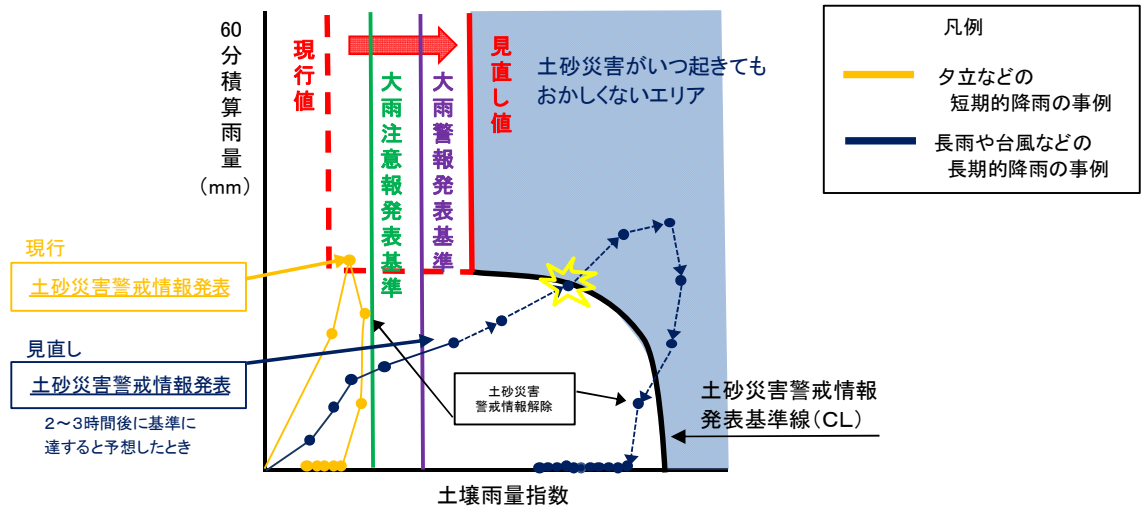


図 2.3.1 CLの土壌雨量指数の下限値の見直しイメージ

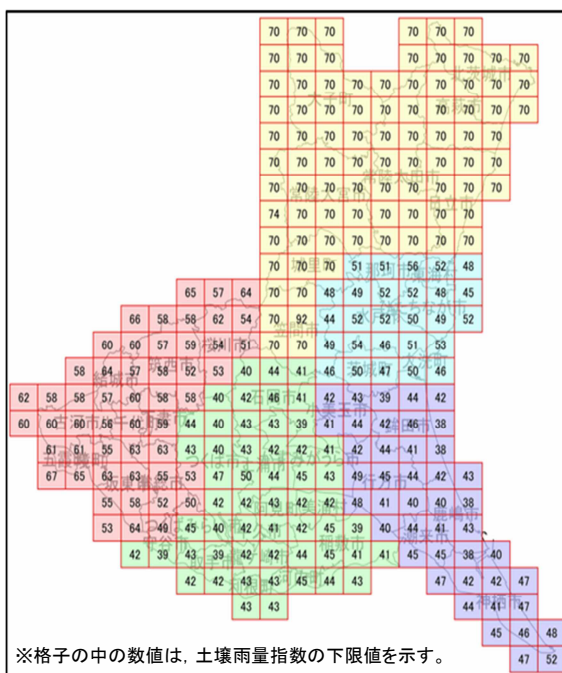


図 2.3.2 現行の土壌雨量指数の下限値

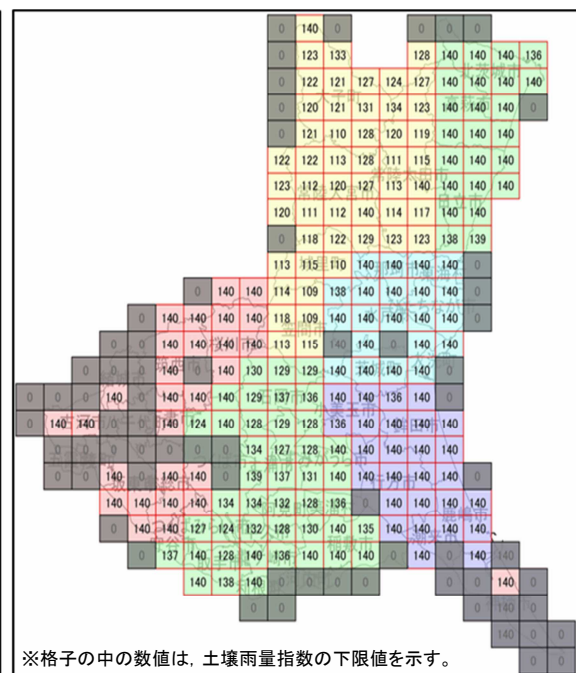


図 2.3.3 見直しの土壌雨量指数の下限値

2 基準見直しによる効果

- より地域特性に沿った情報を提供できます。
- 夕立などの短期的降雨に対して、より実態に合った評価ができるようになります。
- 大雨注意報 → 大雨警報 → 土砂災害警戒情報 という一連の流れが確立され、避難勧告等の体制が図りやすくなります。

3 基準見直し日：平成27年5月28日